

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第19号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第 1 条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「条例」という。）<u>第 7 条第 4 項及び第11条の規定に基づき、任期付職員（条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第 4 条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（特定任期付職員業績手当）</u> 第 4 条 <u>条例第 7 条第 4 項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u> 第 5 条 <u>特定任期付職員業績手当は、12月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）第25条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u> （第 2 条第 2 項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例） 第 6 条 [略] （第 2 条第 2 項任期付職員の号給の決定の特例） 第 7 条 [略] （初任給等規則の規定の適用に関する読替え） 第 8 条 前条の規定の適用を受ける第 2 条第 2 項任期付職員については、初任給等規則第 9 条第 1 号中「第17条第 1 号又は第 2 号」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する	（趣旨） 第 1 条 この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「条例」という。）<u>第 10条の規定に基づき、任期付職員（条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（条例第 4 条の規定に基づき任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （第 2 条第 2 項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例） 第 4 条 [略] （第 2 条第 2 項任期付職員の号給の決定の特例） 第 5 条 [略] （初任給等規則の規定の適用に関する読替え） 第 6 条 前条の規定の適用を受ける第 2 条第 2 項任期付職員については、初任給等規則第 9 条第 1 号中「第17条第 1 号又は第 2 号」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する

規則（平成14年岩手県人事委員会規則第28号） <u>第7条</u> 」と、 初任給等規則第25条第1項第2号中「第17条」とあるのは「 一般職の任期付職員の採用等に関する規則 <u>第7条</u> 」として、 これらの規定を適用する。 （補則） <u>第9条</u> 〔略〕	規則（平成14年岩手県人事委員会規則第28号） <u>第5条</u> 」と、 初任給等規則第25条第1項第2号中「第17条」とあるのは「 一般職の任期付職員の採用等に関する規則 <u>第5条</u> 」として、 これらの規定を適用する。 （補則） <u>第7条</u> 〔略〕
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。